

文化庁 記載版

別記様式第3（第3条関係）

指定棚田地域振興活動計画認定申請書（ひな形）

年 月 日

総務大臣 名  
文部科学大臣 名  
農林水産大臣 名  
国土交通大臣 名  
環境大臣 名 殿

市町村の長の氏名

棚田地域振興法第10条第1項の規定に基づき、指定棚田地域振興活動計画について認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：〇〇協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

〇〇棚田、〇〇の段々畑

範囲については、別添1のとおり。

※ 指定申請書の3「保全を図る棚田等の名称、範囲、面積及び平均勾配」に位置付けられた棚田等の名称と同じ記載としてください。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

※ 国の基本方針や都道府県棚田地域振興計画、棚田地域指定申請書を参考に、指定棚田地域振興活動の目標について端的かつ定量的に記載してください。(目標は努力目標で構いません。)また、定量的な目標値の記載にあたっては、可能な限り現状の数値についても記載してください。

#### 【例】

#### (1) 棚田等の保全

##### ・耕作放棄の防止・削減

- 令和〇年までに〇〇棚田における耕作放棄率を〇%から〇%に減少させる。
- 令和〇年まで〇〇棚田における耕作放棄率を〇%の現状を維持する。

##### ・担い手の確保

- 令和〇年までに〇〇棚田の保全に取り組む人数を〇人から〇人に増加させる。

##### ・生産性・付加価値の向上

- 令和〇年までに、〇〇棚田における農地集積率を〇%から〇%に増加させる。
- 令和〇年までに〇〇棚田で〇haの農地の維持管理を省力化する。

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ・農産物の供給の促進

- 令和〇年までに棚田米の販売量/額を〇tから〇tに増加させる。

##### ・自然環境の保全・活用

- 令和〇年までに新たに〇〇棚田で〇haの農地で環境保全型の農業を実施する。
- 〇〇棚田で小中学生に向けた自然観察や里山ウォーキング等の取組を新たに年間〇回開催し、年間〇人の参加者を確保する。
- 令和〇年までに〇〇棚田における鳥獣被害面積/額を〇ha/〇円から〇ha/〇円に減少させる。

##### ・良好な景観の形成

- 令和〇年までに〇〇棚田に〇〇(良好な景観に寄与する作物のほか、菜の花やレンゲ等、古くから稲作に関連して栽培されてきた景観作物)を〇本、〇〇を〇本植栽する。
- 令和〇年までに〇〇棚田の景観を阻害している電柱や電線の移動を図る。
- 〇年の台風〇号で被災した〇〇棚田の石積み〇箇所を復旧し、そのための技術講習を年〇回開催する。
- 〇〇棚田で、畦畔の草刈りや水路の泥上げ等を年〇回、〇人で取り組む。

- (棚田周辺に文化財(史跡や天然記念物等)があれば記載) 棚田周辺にある国(都道府県や市町村)指定の史跡〇〇の保存活動と連携した、棚田保全に継続的に取り組む。

・伝統文化の継承

- 〇〇棚田で、〇〇神楽、〇〇踊り、〇〇太鼓などの披露の場を年間〇回設け、年間〇人の来訪者を誘客する。

- 〇〇棚田で伝統的な〇〇祭を継続して毎年実施し、年間〇人の参加者を確保するとともに、〇〇小中学校等を対象とした、講習会を年間〇回実施し、後継者を育成する

- 五穀豊穡や無病息災を祈願する〇〇祭りについて、年間〇人の地域外からの来訪者誘客を推進するとともに、後継者を育成する。

- 田植作業、農家の生活・道具、祭礼や年中行事等、文化的な要素をもっている農耕習俗について調査し、地域内外に紹介する機会を年間〇回設ける。

- 地域アイデンティティの存続に繋がる活動として、農業者の方々から本棚田地域ならではの生産技術や生活文化について聞き取り、郷土学習を年間〇回実施する。

- 〇〇棚田で受け継がれている郷土料理〇〇をつくる試食会を年〇回開催、年間〇人の参加者を確保し、世代をつなぐ、地域と都市人口の交流の場をつくる。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 令和〇年までに棚田オーナーを〇組から〇組、トラスト会員を〇組から〇組に増加させる。

- 〇〇棚田で農村交流体験イベントを継続して年間〇回開催し、年間〇人の参加者を確保する。

- 令和〇年までに〇〇棚田地域における移住・定住者を〇人から〇人に増加させる。

・棚田を観光資源とした地域振興

- 棚田のライトアップイベントを新たに年間で〇日間/〇ヶ月間開催し、〇人の来訪者を誘客する。

- 令和〇年までに、棚田の周辺にトイレ/駐車場/看板/展望台/休憩所/交流施設を整備し、年間〇人の観光客を誘客する。

- 令和〇年までに、棚田の周辺に直売所/農家レストランを整備し、年間〇円の売り上げを達成する。

- 令和〇年までに〇〇棚田地域における農泊の取組数を〇軒から〇軒に増加させ、年間〇人の宿泊者を確保する。

- 令和〇年までに〇〇棚田地域において〇軒の空き家/古民家を再生・活用する。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

- 令和〇年までに棚田米を原料とした〇〇(加工品)の販売量を〇tから〇tに増加させる。

※ みなし提出の対象となっている活性化計画に基づく農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の交付を受けるためには、事業目標(定量的な評価指標)を設定しなければならないこととなっているため、農山漁村振興交付金を活用する活動については、明示的にその旨記載した上で、事業目標を設定してください(例:農山漁村振興交付金を活用して、令和〇年までに〇〇棚田地域において〇〇(事業目標)を達成する)。なお、事後評価でその目標達成率が70%未満の場合には、次の計画を受け付けないこととなっていますので、注意してください。

※ 中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興活動加算を受けるためには、「棚田等の保全に

関する目標」、「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」、「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」のそれぞれに定量的な目標を1つ以上、計3つ以上の目標を定める必要があります。その際、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

### 3 計画期間

認定の月～令和〇年〇月

※ おおよそ3年間から5年間の計画期間が望ましいです。

※ 棚田地域振興法は時限立法のため、計画期間は令和7年3月31日までで設定してください。

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

※可能な限り「2 指定棚田地域振興活動の目標」より具体的に記載いただくとともに、目標を達成するために行う具体的な手法等がわかるように記載してください。

#### 【例】

#### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### ① 棚田等の保全

###### ・耕作放棄の防止・削減

-ボランティア等を活用しながら、〇〇棚田の維持管理や復田作業を行う。また、上下流の流域圏と連携し、一体的な維持管理を実施する。

###### ・担い手の確保

-地域おこし協力隊制度等を活用しながら、外部からの新たな担い手を確保し、営農指導や販売支援を行う。

###### ・生産性・付加価値の向上

-景観に配慮しつつ基盤整備を推進するとともに、地域で話し合いを行い、地域の中核的なリーダーとなる〇〇に農地を集約する。

-〇〇棚田において、自動草刈り機による草刈りやドローンを新たに〇台導入し、農薬散布などスマート農業の取組の推進により、維持管理労力を低減する。

##### ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

###### ・農産物の供給の促進

-〇〇と連携して棚田米のパッケージをデザインし、棚田米のブランド化を図るとともに、新たにインターネット販売や〇〇物産会で販売するなど販路を拡大する。

###### ・自然環境の保全・活用

-先進地区への研修や勉強会を通じて、〇〇棚田で環境保全型の農業を実施する。

-〇〇棚田は〇〇、〇〇、〇〇（具体的な動植物名を記載）等の生息（生育）場所となっている（H〇年〇〇調査結果より）ことを活かし、〇〇大学の〇〇先生を講師として招き、〇〇小学校の小学生等を対象に、自然観察会や里山ウォーキング等を実施する。

-〇〇棚田地域での鳥獣被害対策のため、侵入防止柵を〇m、檻を〇箇所設置する。

- ・良好な景観の形成
  - 地域の子ども会や女性の会と協力し、〇〇棚田に〇〇を植栽する。
  - 〇〇棚田の景観を阻害している電柱や電線の移動を図る。
  - 〇〇棚田の災害復旧においては、極力伝統的な石積み工法を採用し、そのための技術講習等を行う。
  - 現在の良好な棚田景観を維持するために、地域住民や地域外の住民も巻き込んで、畦畔の草刈りや水路の泥上げ等に取り組む。
  - （棚田周辺に文化財（史跡や天然記念物等）があれば）棚田周辺にある、国・都道府県・市町村指定史跡の〇〇について、それらの保存活動と連携した棚田保全に取り組む。
- ・伝統文化の継承
  - 隣接地域とも連携して〇〇棚田で、〇〇神楽、〇〇踊り、〇〇太鼓などの披露の場を設け、伝統文化の継承を図る。
  - 〇〇祭りで催される〇〇（伝統芸能）の後継者を育成するために、〇〇小中学校や子ども会を対象とした、講習会を継続的に開催する。
  - 五穀豊穡や無病息災を祈願する〇〇祭りについて、事務局体制を強化し、地域内外からの誘客を推進するとともに、後継者を育成する。
  - 〇〇棚田の田植や収穫等にちなむ農耕習俗について、大学や研究機関の協力も得て調査するとともに、地域の関係者で情報を共有し、地域内外に紹介する方法や時期等について検討を行う。
  - 〇〇が主体となり、地域の農業者の方々から本棚田地域ならではの生産技術や生活文化について聞き取りし、これをまとめて、地域の内外に情報発信する。
  - 郷土料理に精通した〇〇と連携し、試食会を年〇回開催し、その内容を SNS で情報発信することで、次年度以降の参加者の増加に繋げる。
- ③ 棚田を核とした棚田地域の振興
  - ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
    - 棚田オーナー制度/トラスト会員制度の〇〇（内容）を見直すとともに、〇〇の広報機関を活用して会員数の増加を図る。
    - 〇〇と連携し、〇〇などの農村交流体験イベントを実施するとともに、イベント参加者にメールマガジンの登録を促し、次回以降のイベントへの参加を促進する。
    - 〇〇棚田地域で、〇件の空き家を改修してお試し移住イベントを実施するとともに、地域おこし協力隊制度等を活用して、移住・定住者の増加を図る。
  - ・棚田を観光資源とした地域振興
    - 〇〇と連携し、棚田のライトアップイベントを開催する。
    - 棚田の付近にトイレ/駐車場/看板/展望台/休憩所/交流施設を整備するなど、観光客の受入体制を整備する。
    - 棚田の付近に直売所/農家レストランを整備するなど、観光で稼げる仕組みを構築する。
    - 〇〇棚田地域において、空き家/古民家の再生・活用によって農泊の取組軒数を増加させるとともに、隣接する〇〇（観光地）とタイアップして宿泊需要を喚起する。
  - ・棚田米等を活用した六次産業化の推進
    - 棚田米を原料とした〇〇（加工品）の開発・製造・販売に取り組むとともに、〇〇商談会に参加し、新たな販路を開拓する。併せて、地域の日曜朝市等で販売し、地域内の生産・消費循

環を促進する。

※ 上記の指定棚田地域振興活動の実施において、活用する事業が明らかな場合には、計画実現の確実性の観点から参考になるため、積極的に記載してください。その場合、予め〇〇都道府県及び国の担当部署と十分な調整がなされていることが望ましいが、調整をしていない場合には、そのことが分かるようにした上で、具体的な事業名についても明示的に記載してください。

(例：〇〇省の〇〇事業を活用して、〇〇を行う。(県担当部署と未調整))

※ 棚田地域振興法第8条第4項各号に掲げる事項を記載する場合は、予め〇〇都道府県及び国と調整した上で、明示的に記載してください。

例1) 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)を活用して、棚田の付近に直売所を整備する。

例2) 別添4のエコツーリズム推進全体構想に記載するとおり、〇〇を対象として、〇〇の方法により、エコツーリズムを実施する。

※ 中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置付けられていない事業について、同事業の優遇措置を受けたい場合には、具体的な事業名を記載してください。

## (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない〇〇や〇〇\*は、〇〇の活動を実施することとする。

※ 指定棚田地域振興活動を実施する棚田オーナー、学生や企業等が想定(属性を記載すればよく、具体的な名称又は氏名まで記載することは不要)。

## 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

〇〇協議会は〇〇市町村、農業者、農業者団体、地域住民、NPO法人、〇〇で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり\*。

※ 別添5を添付する場合は、「別添5 〇〇協議会規約の別紙のとおり」とし、ここでは別紙の添付を省略していただいて構いません。

## 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

文化庁 記載版

(別紙) 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

※目標や活動内容に記載があれば、地域の代表者だけではなく、女性や青年層、地域外の方も協議会に入れて、下記名簿にも記載してください。

※別添5と同じ場合は同じ資料を添付してください。

No.	協議会に参加する者	役職等
1	〇〇棚田保存会	※記載は任意ですが、個人名のみ記載の場合、可能な範囲で「役職等」の欄に役割を記載ください(農業者、地域外ボランティア等)。
2	〇〇営農組合	
3	NPO 法人〇〇	
4	〇〇集落協定 代表	
5	〇〇活動組織 代表	
6	〇〇まちづくり協議会	
7	JA〇〇	
8	〇〇教育委員会 会長	
9	〇〇観光協会	
10	(株) 〇〇	
11	〇〇大学〇〇学教授 地方 太郎	
12	地域おこし協力隊 創生 花子	
13	〇〇 〇〇	
14	〇〇 〇〇	
15	〇〇 〇〇	
16	〇〇 〇〇	
17	〇〇 〇〇	
18	〇〇 〇〇	
19	〇〇 〇〇	
20	〇〇 〇〇	
21	〇〇 〇〇	
22	〇〇 〇〇	
23	〇〇 〇〇	
24	〇〇市町村〇〇課	
25	〇〇県〇〇課〇〇係長	
26	〇〇県〇〇事務所〇〇課長補佐	
27		
28		
29		
30		

(別添1) 縮尺スケール、方位及び指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等の範囲を表示

した付近見取図【施行規則第3条第1項】

指定申請書の別添8「縮尺スケール、方位及び棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等の範囲を表示した付近見取図」と同じものを添付してください。(中山間地域等直接支払交付金の申請時に添付する見取り図等を活用しても構いませんが、その場合、保全を図る棚田等の範囲を明示してください。)

(イメージ)

〇〇県〇〇市〇〇



(別添2) 指定棚田地域振興活動計画の工程表及びその内容を説明した文書【施行規則第3条第2項】

※ 計画本文4(1)に記載した指定棚田地域振興活動の項目ごとに分けて記載すること。活動内容は可能な限り、具体的かつ詳細に記載してください。

① 棚田等の保全

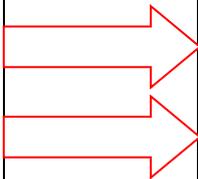
項目	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度
耕作放棄の防止・削減	○ボランティア等を活用した耕作放棄地の維持・減少				
担い手の確保	○地域おこし協力隊制度の活用を検討	○地域おこし協力隊制度の実施(第1期)			○地域おこし協力隊制度の実施(第2期)
生産性・付加価値の向上	○自動草刈り機による草刈りの導入			○ドローンによる農薬散布の導入	

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

項目	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度
農産物の供給の促進	○ライスセンターの整備	○棚田米のブランド化・パッケージ作り	○棚田米の販売開始(イベント参加者)	○棚田米の販売路拡大(直売所、旅館)	○棚田米の販売路拡大(インターネット)
自然環境の保全・活用	○有機農業の実施 ○自然ふれあいイベントの実施 ○エコツーリズムの実施 ○侵入防止柵や檻の設置	○鳥獣の捕獲活動の実施			
良好な景観の形成		○桜の植栽	○無電柱化の実施	○梅の植栽	
伝統文化の継承	○和太鼓イベントの検討 ○伝統文化ワークショップの検討	○和太鼓イベントの実施 ○伝統文化ワークショップの開催			

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

項目	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度
棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興	○棚田オーナー制度/トラスト会員制度の検討、募集HPの開設	○棚田オーナー制度/トラスト会員制度の実施			
棚田を観光資源とした地域振興	○説明看板の設置  ○空き家/古民家の再生・活用の検討	○トイレ・駐車場の整備  ○空き家/古民家の改修	○展望台の整備 ○ライトアップイベントの検討 ○農泊の実施体制の整備（農泊地域協議会の設立、許認可の取得等）	○交流施設/直売所の整備 ○ライトアップイベントの実施 ○農泊の実施	
棚田米等を活用した六次産業化の推進	○棚田米を原料とした日本酒の開発	○加工施設の整備	○日本酒の販売、直売所の整備		○日本酒の販売拡大（インターネット）



(別添3) 都道府県知事との協議の概要【施行規則第3条第3項】

※ 下記様式によらずとも、都道府県知事との協議文書でも構いません。

都道府県知事名	〇〇 〇〇
協議を行った日	令和〇年〇月〇日
意見の概要	1. 2の指定棚田地域振興活動の目標のうち〇〇については、都道府県棚田地域振興計画の目標も踏まえた記載に改めるべき。 2. 別添2の指定棚田地域振興活動の工程表のうち〇〇については、より具体的なスケジュールに改めるべき。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ、計画の記載を改めた。 2. については、意見を踏まえ、工程表の記載を改めた。

文化庁 記載版

(別添4) エコツーリズム推進全体構想【施行規則第3条第4項】

※ 計画本文4の指定棚田地域振興活動の内容において、棚田地域振興法第8条第4項第2号に掲げる事項を記載する場合は、エコツーリズム推進全体構想を添付してください。

(別添5) 申請に係る指定棚田地域振興協議会の規約又は組織及び運営に関する規程【告示第2条第1項】

※ 指定棚田地域振興協議会において、規約や組織及び運営に関する規程が定められている場合には、添付してください。なお、規約や規程の作成は任意ですが、その有無は、認定基準の「指定棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施される」ために必要な「指定棚田地域振興協議会が多様な主体で構成され、構成員間の合意の下で、明確な役割分担と構成員間の有機的な連携が図られていること」を判断する一つの要素となります。

(別添6) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則  
第5条に掲げる書類【告示第2条第2項】

※ 計画本文4の指定棚田地域振興活動の内容において、棚田地域振興法第8条第4項第1号に掲げる事項を記載する場合は、以下の書類を添付してください。

○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則(抄)

(農林水産大臣に提出する活性化計画の添付書類)

第五条 都道府県又は市町村は、法第六条第一項の規定により農林水産大臣に活性化計画を提出する場合には、当該活性化計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面 ※1
- 二 次条第一項の規定により法第六条第二項の交付金の額の限度を算出するために必要な資料 ※2

※1 イメージ図

活性化計画区域(区域面積含む)及び施設建設予定区域を明示してください。



※2 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の「事業実施計画書(様式1)」及び「事前点検シート(様式2)」を添付してください。

([http://www.maff.go.jp/i/nousin/kouryu/shinko\\_kouhukin.html](http://www.maff.go.jp/i/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html))

(別添7) エコツーリズム推進法施行規則第2条第2号から第6号までに掲げる書類【告示第2条第3項】

※ 計画本文4の指定棚田地域振興活動の内容において、棚田地域振興法第8条第4項第2号に掲げる事項を記載する場合は、別添7のエコツーリズム推進全体構想に加え、以下の書類を添付してください。

○ エコツーリズム推進法施行規則(抄)

(全体構想の認定の申請)

第二条 法第六条第一項の規定による全体構想の認定の申請は、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを主務大臣に提出して行うものとする。

一 (略)

二 全体構想の対象となる区域を明らかにした地図

三 全体構想に規定する自然観光資源の位置を表示した地図

四 全体構想に規定する自然観光資源に係る規制を条例で定めた場合にあつては、当該条例の内容を記載した書類

五 全体構想に規定する自然観光資源を当該市町村の長が特定自然観光資源として指定する場合にあつては、指定する特定自然観光資源ごとに次に掲げる書類

イ 当該特定自然観光資源の境界を表示した地図(法第十条第一項の規定に基づき立入りを制限する場合にあつては、その対象となる区域を明らかにした地図を含む。)

ロ 法第八条第二項(法第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する土地の所有者等の同意を得たことを証する書類

ハ 法第十条第一項の規定に基づき立入りを制限する場合にあつては、その期間及び同条第三項に規定する市町村長が定める数を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が必要と認める書類